

京都市告示第 105 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき，平成 14 年 6 月 5 日付けで認可した西裏町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出，平成 8 年 2 月 19 日付けで認可した釜座町町内会の代表者変更の届出，平成 15 年 12 月 17 日付けで認可した熊田区民の会の代表者変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 23 年 5 月 9 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
西裏町町内会	京都市右京区山ノ内西裏町 15 番地の 30	京都市右京区山ノ内西裏町 3 番地 14

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
西裏町町内会	上田 隆	井上 雅博
釜座町町内会	森村 高明	加瀬 年男
熊田区民の会	中川 隆雄	赤羽 幸夫

3 代表者の住所

	変更前	変更後
西裏町町内会	京都市右京区山ノ内西裏町 15 番地の 30	京都市右京区山ノ内西裏町 3 番地 14
釜座町町内会	京都市中京区三条通新町西入釜座町 8 番地	京都市中京区三条通新町西入釜座町 6 番地
熊田区民の会	京都市右京区京北熊田町高谷 19 番地	京都市右京区京北熊田町坊 19 番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)